

財 理 第 746 号
平成 17 年 3 月 16 日

日本銀行業務局長 水野 創 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に
規定する者を定める件(平成十六年財務省告示第七十八号)の解釈等について

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に規定する者を定める件(平成十六年二月財務省告示第七十八号)については、平成十七年三月十六日付財務省告示第九十五号により、改正を行ったところですが、ここに規定する者は、国債の利子について所得税が課されない者に限定されているものです。即ち、今回の改正による第二号の「外国法人(外国政府、外国中央銀行及び国際機関等を含む。ただし、国債の利子につき所得税が課される者を除く。)」に関しても、租税条約、租税特別措置法第五条の二第一項等により、国債の利子について所得税が課されない外国法人に限定されており、改正後の第六号「租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人」についても同様に、租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受け国債の利子について所得税が課されない外国投資信託の受託者である外国法人に限定されています。

したがって、物価連動国債の国債振替決済制度の口座管理は、原則非課税口間に限定した取扱いとなりますが、ある者が物価連動国債を保有中に外国法人でなくなる(内国法人への転換等)等の理由から、当該物価連動国債を課税主体が保有する状態となった場合には、当該物価連動国債に係る利子及び想定元本増加分について源泉徴収の対象となりますので、償還までの間、課税口での管理を行う必要が生じます。

つきましては、物価連動国債に係る譲渡制限の厳守とともに、外国法人等を対象として物価連動国債の売買の媒介等若しくは口座管理を行う場合には、上記取扱いにご留意いただくとともに、口座管理機関や適格外国仲介業者等の関係者に対し、周知方取り計られるようお願いいたします。

財 理 第 746 号
平成 17 年 3 月 16 日

全国銀行協会
会長 西川 善文 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に規定する者を定める件(平成十六年財務省告示第七十八号)の解釈等について

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に規定する者を定める件(平成十六年二月財務省告示第七十八号)については、平成十七年三月十六日付財務省告示第九十五号により、改正を行ったところですが、ここに規定する者は、国債の利子について所得税が課されない者に限定されているものです。即ち、今回の改正による第二号の「外国法人(外国政府、外国中央銀行及び国際機関等を含む。ただし、国債の利子につき所得税が課される者を除く。)」に関しても、租税条約、租税特別措置法第五条の二第一項等により、国債の利子について所得税が課されない外国法人に限定されており、改正後の第六号「租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人」についても同様に、租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受け国債の利子について所得税が課されない外国投資信託の受託者である外国法人に限定されています。

したがって、物価連動国債の国債振替決済制度の口座管理は、原則非課税口間に限定した取扱いとなりますが、ある者が物価連動国債を保有中に外国法人でなくなる(内国法人への転換等)等の理由から、当該物価連動国債を課税主体が保有する状態となった場合には、当該物価連動国債に係る利子及び想定元本増加分について源泉徴収の対象となりますので、償還までの間、課税口での管理を行う必要が生じます。

つきましては、物価連動国債に係る譲渡制限の厳守とともに、外国法人等を対象として物価連動国債の売買の媒介等若しくは口座管理を行う場合には、上記取扱いにご留意いただくとともに、口座管理機関や適格外国仲介業者等の関係者に対し、周知方取り計られるようお願いいたします。

財 理 第 746 号
平成 17 年 3 月 16 日

日本証券業協会
会長 越田 弘志 殿

財務省理財局長 牧野 治郎

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に
規定する者を定める件(平成十六年財務省告示第七十八号)の解釈等について

物価連動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第四条に規定する者を定める件(平成十六年二月財務省告示第七十八号)については、平成十七年三月十六日付財務省告示第九十五号により、改正を行ったところですが、ここに規定する者は、国債の利子について所得税が課されない者に限定されているものです。即ち、今回の改正による第二号の「外国法人(外国政府、外国中央銀行及び国際機関等を含む。ただし、国債の利子につき所得税が課される者を除く。)」に関しても、租税条約、租税特別措置法第五条の二第一項等により、国債の利子について所得税が課されない外国法人に限定されており、改正後の第六号「租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人」についても同様に、租税特別措置法第五条の二第一項の規定の適用を受け国債の利子について所得税が課されない外国投資信託の受託者である外国法人に限定されています。

したがって、物価連動国債の国債振替決済制度の口座管理は、原則非課税口間に限定した取扱いとなりますが、ある者が物価連動国債を保有中に外国法人でなくなる(内国法人への転換等)等の理由から、当該物価連動国債を課税主体が保有する状態となった場合には、当該物価連動国債に係る利子及び想定元本増加分について源泉徴収の対象となりますので、償還までの間、課税口での管理を行う必要が生じます。

つきましては、物価連動国債に係る譲渡制限の厳守とともに、外国法人等を対象として物価連動国債の売買の媒介等若しくは口座管理を行う場合には、上記取扱いにご留意いただくとともに、口座管理機関や適格外国仲介業者等の関係者に対し、周知方取り計られるようお願いいたします。